



どんな財政運営に取り組むか 基金と町債の今後

およそ1年にわたり続けてきた本連載もいよいよ最終回です。これまでの議論を踏まえ、今後御代田町はどんな財政運営をしていくべきか考えてみます。

基金を減らさず

借金を増やさない

いきなり結論となりますが、基
本方針はこれまで町長選挙等で申
し上げてきた通り、私の任期末直
後の令和8年度末において、基金
残高は4年前の令和4年度末の水
準を下回らない、町債残高は同じ
く、令和4年度末の水準を上回ら
ないことです。

給食費の無償化や道路整備予算
の大幅増額に舵を切ったことから、
町内では基金についての誤解が広
がっていたようです。「現町政は
過去の基金を取り崩して大盤振る
舞いを行っている」といったもの
です。しかし、これまでこの連載

を読んできていただいた皆さんに
は明らかな通り、私の就任後最初
の4年間で基金は10億円以上増や
し、町債は16億円近く減らしてき
ました。さらに令和5年度の1年
間で基金は7億円以上増やし、町
債は4億円近く減らすことができ
ました。一昨年お約束した「基金
を減らさず、町債を増やさない」
目標から11億円以上余裕があるこ
とになります。

運用で財政健全化向上

ただしお金が貯まればそれでい
い、というものではありません。
役場がお預かりしているお金は、
町民の皆さんのお役に立つための
ものです。4月以降いよいよ都市
計画道路東原西軽井沢線が着工と
なります。その先には、しなの鉄
道御代田駅や周辺の整備が待って
います。コロナ禍級の災厄が起き
れば大きな財政出動が必要となり
ますし、気候変動を前提とすると

農業等の産業を守るための施策に
も大きなお金を費やすことになる
でしょう。

したがって、そういった大きな
お金が必要になる時期まで、基金
を守り育てていくことが重要です。
金利上昇局面において、債券等が
安全かつ有利な運用となります。
特に御代田小沼水道等一部の特別
会計の基金は一般会計等からの繰
入が不自由であり、単体でのケア
が必要です。今後、専門人材等か
らの意見も聞きながら、健全な運
用に努めてまいります。途中で現
金が足りなくなるのではないよう
ど、かなりの現金があれば余裕な
のかも検討します。

また現在、一部役場が借りてい
るお金の金利よりも定期預金・債
券等の金利のほうが高い現象が起
きています(逆ザヤと言います)。
災害復旧や大型事業により今後は

今回の結論

基金は無理せず育てる

最終回までお読みいただき
まことにありがとうございました。
とつきにくいテーマ
を読みやすく書くことに腐心
したつもりです。町の財政
という町政の根っこについて
皆さまのご理解が少しでも広
がったなら幸いです。



過去の講座は
こちらより
ご覧いただけます

町長財政講座12

最終回

インフォメーション

4月10日(木) 児童手当支給日 入金のご確認を

令和7年2月分と3月分の
児童手当を4月10日(木)に
指定口座へ振り込みます。受
給者の皆さまは入金をご確認
ください。

支給額(1人当たり月額)

《3歳未満》

第1、2子…15,000円
第3子以降…30,000円

《3歳～高校生年代》

第1、2子…10,000円
第3子以降…30,000円

御代田町「食の風土記」を作成しました

御代田町「食の風土記」編
纂委員会、農村女性ネット
ワーク御代田では、このたび、
御代田町の伝統的な食文化を
掘り下げ、次世代へ継承して
いくための記録として「御代
田町 食の風土記」を発刊し
ました。本書は、四季折々の
自然に育まれた地元の食材や、
それを活かした郷土料理、さ
らに食にまつわる歴史や暮ら
しの知恵などを網羅した一冊

◆「監護相当・生計費の負担 についての確認書」の提出を お願いします。

第3子加算の対象者で、令
和7年3月末で18歳到達年度
末となる児童がいる世帯や、
22歳到達年度末前を卒業予定
年月で申告されている大学生
年代の子どもがいる世帯の方
へ、「監護相当・生計費の負
担についての確認書」を3月
に郵送でお送りしています。

です。

町民の皆さまから寄せられ
た貴重なエピソードや、郷土
食のレシピをもとに、御代田
町ならではの風土や文化を再
発見する内容となっています。
地域の魅力を改めて見つめ直
すきっかけとして、また次世
代への贈り物として、多くの
方に楽しんでいただけるもの
となっています。
本書は、町内の図書館、小

4月以降も対象児童を養育
される場合は、4月16日(必
着)までに書類のご提出をお
願いします。提出がない場合、
4月分以降の第3子加算は受
けられません。

※お子さまの出生など、世帯
員に異動があった場合に
は、児童手当の手続きが必
要です。

問い合わせ先

町民課(とも係)
(32) 3 1 1 4

中学校、各地区の公民館に寄
贈しております。ぜひお近く
の施設で手に取っていただき、
御代田町の食の豊かさを改め
て感じてみませんか。

問い合わせ先

産業経済課農政係
(32) 3 1 1 3

※御代田町「食の風土記」は、
令和6年度地域発元気づく
り支援金を活用して制作し
ました。

春の山火事 予防運動実施中

長野県は、3月1日から5
月31日までを、「春の山火事
予防運動実施期間」としてい
ます。

春先は、空気が乾燥し、山
火事が起こりやすくなってい
ます。山火事の原因となるた
き火の不始末やたばこの投げ
捨ては、絶対にやめてくださ
い。また、土手焼きなどの延
焼による山火事が毎年発生し
ています。風の強い日や空
気が乾燥しているときは、野
焼きや土手焼きなどをしない
ようお願いします。

また、森林または森林の周
囲1キロメートルの範囲で火
入れをする際は、森林法第21
条および御代田町火入れに関
する条例の規定により、町長
の許可が必要になります。火
入れを開始する7日前までに、
産業経済課耕地林務係へ「火
入許可申請書」を提出してく
ださい。様式は町ホームページ
からダウンロードできます。

問い合わせ先
長野県佐久地域振興局林務課
0267(63) 3 1 5 3
産業経済課耕地林務係
(32) 3 1 1 3

防災行政無線
専用ダイヤル
0120(131)994
フリーダイヤル「ボウサイキョ」で覚えてください。
問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3 1 1 1

4月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(1期分)
- 下水道使用料(4月期分)
大口3月使用分・一般2・3月使用分
(町営水道区域)
一般12・1月使用分(佐久水道区域)
- 保育料(4月分)
- 農集排使用料(4月期分)
12・1月使用分
- 町営住宅使用料(4月分)
- 個別排水使用料(4月期分)
2・3月使用分
- 上水道料金(4月期分)
大口3月使用分・一般2・3月使用分

納 期 限
4/30 水曜日